

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○宮城県薬用植物園の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(薬務課)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	三
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定	(港湾課)	三
○宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(高校教育課)	四
○宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県米山高等学校の農産物に係る販売徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県米山高等学校の農産物に係る販売収納事務の委託	(同)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(下水道課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(同)	五
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	五

告 示

○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体	六
○政治団体の届出	七
○政治団体の届出事項の異動届	七
○政治団体の解散届	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)	九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)	一〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)	一一
○資金管理団体の届出	一二
○資金管理団体の届出事項の異動届	一三
○資金管理団体の指定取消の届出	一三
○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨訂正	一三
○監査委員	一四
○定期監査の結果の公表	一四
○公安委員会	一七
○少年指導委員の告示	一七
○労働委員会	一九
○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示	一九
○有料道路の料金変更の報告	二〇
○宮城県告示第四百四十五号	
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。	
平成二十年四月十一日	
宮城県知事 村 井 嘉 浩	
特定非営利活動法人 有料老人ホームグループリビングひなた	
代表者の氏名 佐藤 秀雄	
一 主たる事務所の所在地 登米市迫町北方字日向前下一番地	

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者に対して、老人ホームに関する事業を行い高齢者福祉に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年三月二十六日

○宮城県告示第四百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 災害弱者防災情報システム研究会

一 代表者の氏名 今村 遼平

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区花京院一丁目四番八号 チサンマンション花京院二二〇二号

三 定款に記載された目的 この法人は、全国における高齢者等の災害弱者に対して、災害の情報を作成・準備することにより、避難誘導等の初期活動を円滑にすすめる手助けになる手法の開発に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年三月二十八日

○宮城県告示第四百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇五〇〇二二七	オレンジキッズ 気仙沼市八日町二丁目四番十一号	児童デイサービス	特定非営利活動法人ネット ワークオレン	平成二十年 四月一日

○宮城県告示第四百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県葉用植物園の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十年四月十一日

一 委託の相手方

仙台市青葉区落合二丁目十五番二十六号

社団法人宮城県薬剤師会

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十年 五月十二日	美遠里町郡 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場庁舎裏車庫
五月十三日	美遠里町郡 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場庁舎裏車庫
五月十四日	美遠里町郡 南郷	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町南郷総合支所庁舎 側車庫
五月十五日	涌遠谷町郡 崑岳	午前十時三十分から 正午まで	涌谷町崑岳公民館ロビー
同	涌遠谷町郡 涌谷	午後一時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月十六日	涌遠谷町郡 涌谷	午前十時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月二十日	大崎市 田尻	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市田尻保健センター
五月二十一日	大崎市 三本木	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市三本木野球場
五月二十二日	大崎市 鹿島台	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市鎌田記念ホール
五月二十三日	大崎市 松山	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市松山青少年交流館
五月二十七日	大崎市 鳴子	午前十一時から 午後四時まで	大崎市鳴子公民館
同 五月二十八日	大崎市 鳴子	午前九時から 午後二時まで	大崎市鳴子公民館

五月二十九日	大崎市	岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市岩出山総合支所車庫
五月三十日	大崎市	岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市岩出山総合支所車庫
六月一日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市保健福祉プラザ
六月二日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市西古川地区公民館
六月三日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市古川長岡地区公民館
六月四日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市中央公民館車庫
六月五日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市中央公民館車庫
六月六日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市中央公民館車庫

○宮城県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上杉ノ下二の一、二の五、波路上向原四の三、四の四（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第二項及び第三項の規定により、港湾の保全上特に必要があると認められる区域及び当該区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件を次のとおり指定し、平成二十年四月二十一日から施行する。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	所在地	指定区域	指定物件
追の浜	七ヶ浜町	追の浜(A)防波堤、追の浜(A)防波堤北東側角と追の浜(B)防波堤南東側角を結ぶ直線、追の浜(B)防波堤、追の浜橋、追の浜物揚場、追の浜船揚場、東宮ふ頭棧橋によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶及び当該船舶に係る物件（いかだ、浮き棧橋、やぐら、杭、浮標、浮標灯など） 家庭用電化製品などの大型家庭用品
東宮浜	七ヶ浜町	東宮浜西防波堤、東宮浜西防波堤北東側角と東宮浜東防波堤南西側角を結ぶ直線、東宮浜東防波堤、東宮浜東側船揚場、東宮浜物揚場、東宮浜西側船揚場によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶及び当該船舶に係る物件（いかだ、浮き棧橋、やぐら、杭、浮標、浮標灯など） 家庭用電化製品などの大型家庭用品
代々崎 谷地	七ヶ浜町	代々崎東防波堤、代々崎東防波堤北東側角と代々崎防波堤南西側角を結ぶ直線、代々崎防波堤、代々崎船溜(B)船揚場、代々崎船溜物揚場、代々崎船溜(A)船揚場、代々崎(B)物揚場によって囲まれた別図に示す	漁船以外の船舶及び当該船舶に係る物件（いかだ、浮き棧橋、やぐら、杭、浮標、浮標灯など） 家庭用電化製品などの大型家庭用品

代ヶ崎 清水浜	七ヶ浜町	代ヶ崎清水防波堤、代ヶ崎清水防波堤北東側角と代ヶ崎清水東側防波堤南西側角を結ぶ直線、代ヶ崎清水東側防波堤、代ヶ崎(A)物揚場、代ヶ崎清水(A)棧橋、代ヶ崎清水(B)船揚場、代ヶ崎清水(B)棧橋、代ヶ崎清水(B)物揚場、代ヶ崎清水(A)物揚場、代ヶ崎清水(A)船揚場によって囲まれた別図に示す水域	庭ゴミ 自動車車両及びその部品 ドラム缶、建設廃材、建設用鋼製品、資材及び貨物 これら以外の一般廃棄物及び産業廃棄物
吉田 花洲浜	七ヶ浜町	吉田浜防波堤、吉田浜防波堤東南側角と花洲浜防波堤北西側角を結ぶ直線、花洲浜防波堤、吉田花洲防潮堤、花洲浜物揚場、吉田花洲浜物揚場、吉田浜(A)物揚場、吉田浜船揚場、吉田浜(B)物揚場によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶及び当該船舶に係る物件(いかだ、浮き棧橋、やぐら、杭、浮標、浮標灯など) 家庭用電化製品などの大型家庭ゴミ 自動車車両及びその部品 ドラム缶、建設廃材、建設用鋼製品、資材及び貨物 これら以外の一般廃棄物及び産業廃棄物

「別図」は省略し、宮城県庁(土木部港湾課)、仙台塩釜港湾事務所及び仙台塩釜港湾事務所塩釜支所に備え置いて縦覧に供する。
○宮城県告示第四百五十二号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。
平成二十年四月十一日

一 委託の相手方

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合

二 委託期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
○宮城県告示第四百五十三号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年三月二十七日次のとおり委託した。
平成二十年四月十一日

一 委託の相手方

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番一号 みやぎ登米農業協同組合
登米市米山町西野字新遠田六十七番地 ふるさとセンター・Y

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物に係る販売徴収事務を平成二十年三月二十七日次のとおり委託した。
平成二十年四月十一日

一 委託の相手方

住所 宮城県登米市米山町西野字新遠田六十七番地
商号又は名称 ふるさとセンター・Y 理事長 首藤 正彰

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物に係る販売徴収事務を平成二十年三月二十七日次のとおり委託した。
平成二十年四月十一日

一 委託の相手方

住所 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目九番一号
商号又は名称 みやぎ登米農業協同組合 代表理事組合長 阿部 長壽

二 委託期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十六号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十年四月三日認可した。

平成二十年四月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

○宮城県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年三月二十日	二 上 勝	栗原市瀬峰大崎谷一九七番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 阿下管三五〇〇一・三〇二号 県南浄化センター 脱
- 水ケーキ運搬（その二）業務 年間 約七千五百トン
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年三月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 鈴木工業株式会社 仙台市若林区卸町東五丁目三番二十八号
- 五 落札金額 一トン当たり三千八百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年一月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度二〇流下一・二〇一号 流域下水汚泥等処分業務委託（その一）
- 1 汚泥 年間 約二万四千六百トン
- 2 ばいじん 年間 約二千五百トン

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十年三月六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 太平洋セメント株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

五 契約金額

- 1 汚泥 一トン当たり一万五百円
- 2 ばいじん 一トン当たり一万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一登米市立登米病院の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十年四月十一日から施行する。

○宮選管告示第三十四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称

代表者 氏名

主たる事務所の所在地

会計責任者 氏名

阿部時雄後援会	土井 孝敏	千葉 成矩	栗原市栗駒鳥沢大同三七・一
あらい仁士後援会	里見 利晃	田山 卓示	柴田郡村田町字町一五八
板橋恵一後援会	設楽 三郎	板橋 新一	多賀城市笠神一・一二・三〇
伊藤さくお後援会	五十嵐 正	星 一吉	大崎市古川新田字大西一・六
伊藤大八後援会	伊藤 孝男	佐々木安市	登米市迫町北方字大沢八二
伊藤貴康後援会	伊藤 信義	佐々木光義	加美郡加美町字下野目下久保四九
伊藤吉衛後援会	伊藤 吉衛	阿部 泰彦	登米市迫町新田字山居一八・三
大崎市の明日を考える会	松本 啓三	細川八重治	大崎市松山千石字松山三六四
沖田カツオを支える会	石道 匡	田山 英次	仙台市青葉区二日町七・二二
長田たけし後援会	小野田 欽一	長田ふみえ	岩沼市三色吉字鶴一
小山茂励ます会	山村吉次郎	松ヶ根文三	大崎市田尻大沢字夫ヶ入六
加藤和彦後援会	佐々木 確	茂木 貞人	仙台市青葉区愛子東六・七・四五
鹿野司後援会	熱海 義明	内山 正志	塩竈市野田一六・九
亀井達夫を育てる会	武田 一郎	亀井 茂	登米市南方町大門一一二・四
黒須光男連合後援会	桑島 昭悦	星 忠雄	石巻市蛇田字新東前沼一一七・一
黒沼正彦後援会	鈴木 龍一	木村 郁喜	遠田郡美里町二郷字佐野八号二・一
光風会	黒須 光男	星 忠雄	石巻市蛇田字新東前沼一一七・一
子育て特区をつくる会	三上 正弘	門脇 義孝	大崎市古川福沼一丁目一三・二三
小堤正人後援会	渡邊 睦雄	小堤 好子	大崎市鹿島台木間塚字鴻ノ巣一〇三・一

後藤開後援会	後藤 開	後藤 栄子	大崎市松山千石字松山四三九・一
小林正一後援会	渡辺 正男	鈴木 明子	名取市高館吉田字東内館七
今野かつみ後援会	山内 順一	今野 道子	石巻市北上町橋浦字喰迫一五四
斎藤ひろし後援会	今野 亨	惠遍主 秀	大崎市三本木字大豆坂五四
桜田一利後援会	桜田 一利	佐藤 与	石巻市鹿又字中山四一
佐々木晃後援会	齋田 文男	石川 仁	大崎市松山千石字松山四三七・一
佐々木徳男市政を語る会	佐々木徳男	佐々木徳男	登米市豊里町李沢三八
正和会	小林 正一	小林 明美	名取市高館吉田字東内館七
盛魂舎	矢口 勝	小山内 覚	多賀城市八幡三・四・三〇
大日本誠真会	篠原 正則	高倉 幸夫	名取市ゆりが丘四・一五・一一
高橋しげのぶ後援会	高橋 正則	赤間 健一	黒川郡大郷町味明字中屋敷二
高橋せいし後援会	松川 源吉	高橋千恵子	石巻市南境字金沢一
高橋義雄後援会	菅原 高雄	岩淵 敬一	栗原市若柳有賀字峯一〇四
田山英次を支える会	吉田 正敏	菅原 晃悦	仙台市青葉区二日町七・二二
千葉正後援会	菅原 彬門	千葉まり子	気仙沼市後九条二六一
筒井修悦後援会	本間 初夫	筒井千恵子	大崎市松山千石字野田一五一・二
ともえ雅人後援会	尾崎 行彦	斎藤啓三郎	仙台市若林区上飯田三・一三・三三三
野田ゆたか市政クラブ	野田 豊	野田 豊	仙台市太白区長町六丁目一一・一一・三〇二
フォーラム22	佐藤 正昭	佐藤 節子	仙台市若林区遠見塚二・二七・一
フレッシュアップ仙台の会	八島 幸三	八島 礼子	仙台市青葉区折立四・八・一〇
星喜美男後援会	阿部 一郎	及川 久	本吉郡南三陸町戸倉字寺浜四・一
星守夫後援会	加藤 信夫	芳賀 光	角田市佐倉字小山東一九六
松本せいこう後援会	松本 啓三	細川八重治	大崎市松山千石字松山三六四
宮城地域調査会	吉田 恒雄	吉田 恒二	仙台市青葉区西花苑一・五・一
守屋守武後援会	守屋 守武	佐藤 俊章	気仙沼市長磯浜二八・一
門間健三郎後援会	沼田 寿明	宮澤 光夫	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字宮田一一〇・一
やしま幸三後援会	千葉 正男	八島 礼子	仙台市青葉区折立四丁目八・一
柳瀨たかよし後援会	柳瀨 こと	柳瀨 尊英	登米市米山町中津山字東千貫三三八
山口寿後援会	山口 好	上川 秀一	大崎市岩出山池月字鷗目小森五五

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
いせ英昭後援会	鈴木巳之助	平成二十年三月一日	平成二十年三月十日
佐々木英雄後援会	板橋 利一	平成二十年二月十日	平成二十年三月十四日
浩知会	渡辺 浩	平成二十年二月二十九日	平成二十年三月十七日
渡辺若雄後援会連合会	早坂 隆	平成十九年六月二十二日	平成二十年三月十七日
三本木の将来を語る会	佐々木吉一	平成二十年三月十七日	平成二十年三月十八日
佐々木隆雄後援会	内海 守	平成二十年三月十九日	平成二十年三月十九日
佐藤えいとし後援会	佐藤 勇	平成十九年四月三十日	平成二十年三月十九日
渡辺よしお後援会	佐藤富次雄	平成二十年二月二十九日	平成二十年三月十九日
木村昇後援会	三浦 正之	平成二十年三月一日	平成二十年三月十五日
若生照男と輝く二十一世紀の会	真山 勇	平成十九年十二月一日	平成二十年三月二十五日

○宮城県告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その数を次のとおり公表する。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐々木英雄後援会

報告年月日 平成20年3月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	110,000 円
ア 前年繰越額	3,468 円
イ 本年収入額	106,532 円
(2) 支出総額	110,000 円
2 収入・支出の内訳	

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附(内訳別掲)

a 個人からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

木村 正義

その他

小計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費

合計

政治団体の名称 三本木の将来を語る会

報告年月日 平成20年3月18日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円	
ア 前年繰越額	0 円	
イ 本年収入額	0 円	
(2) 支出総額	0 円	
政治団体の名称	若生照男と輝く二十一世紀の会	
報告年月日	平成20年3月31日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	298,419 円	
ア 前年繰越額	298,419 円	
イ 本年収入額	0 円	
(2) 支出総額	0 円	
政治団体の名称	渡辺若雄後援会連合会	

106,532 円

106,532 円

106,532 円

106,532 円

106,532 円

50,000 円

56,532 円

106,532 円

110,000 円

110,000 円

110,000 円

110,000 円

110,000 円

110,000 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

<p>報告年月日 平成20年3月17日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>○阿賀野市長選挙三十七号</p> <p>政治資金規程正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その数値を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十二年四月十一日</p> <p>阿賀野市長選挙事務局</p> <p>収 入 総 額</p> <p>支 出 総 額</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>政治団体の名称 浩知会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 浩</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員</p> <p>報告年月日 平成20年3月17日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>134,662 円</p> <p>229,056 円</p> <p>372,470 円</p> <p>372,470 円</p> <p>736,188 円</p> <p>(ア) 光熱水費</p> <p>(イ) 事務所費</p> <p>(ア) 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>合 計</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>政治団体の名称 いせ英昭後援会</p> <p>報告年月日 平成20年3月10日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治団体の名称 木村昇後援会</p> <p>報告年月日 平成20年3月25日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 個人の負担する党費又は会費</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 備品・消耗品費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 佐々木隆雄後援会</p> <p>報告年月日 平成20年3月19日</p>
---	--	--

ア 政治活動費

178,810 円

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

178,810 円

 a その他の事業費

178,810 円

 合 計

178,810 円

政治団体の名称 渡辺芳雄後援会連合会

報告年月日 平成20年3月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0 円

ア 前年繰越額

0 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

0 円

○阿瀬川町長選挙十号

阿瀬川町長選挙十号(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分区分選挙区議会の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。

平成二十二年四月十一日

阿瀬川町長選挙十号
 表 目 次 佐 藤 豊 一

政治団体の収支報告書の要旨

(資金管理団体)

政治団体の名称 浩知会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 浩

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 平成20年3月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0 円

ア 前年繰越額

0 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

0 円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 いせ英昭後援会

報告年月日 平成20年3月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

3,129 円

ア 前年繰越額

3,129 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

3,129 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

合 計

0 円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

3,129 円

(ア) 組織活動費

3,129 円

合 計

3,129 円

政治団体の名称 木村昇後援会

報告年月日 平成20年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0 円

ア 前年繰越額

0 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

0 円

政治団体の名称 佐々木隆雄後援会

報告年月日 平成20年3月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0 円

ア 前年繰越額

0 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

0 円

政治団体の名称 佐々木英雄後援会

報告年月日 平成20年3月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0 円

ア 前年繰越額 〇 円
 イ 本年収入額 〇 円
 (2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 三木の将来を語る会

報告年月日 平成20年3月18日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 渡辺よしお後援会

報告年月日 平成20年3月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

（その他の政治団体）

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
--------	-------	-----------	------------	--------	-------

沼倉 昭仁	白石市議会議員	沼倉昭仁後援会	白石市沢目二二四	沼倉 昭仁	平成二十年三月三十一日
-------	---------	---------	----------	-------	-------------

○宮選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
-----------	-------	------	---	---	---------

太田まさる後援会	太田 賢	主たる事務所	宮城県利府町中	宮城県利府町中	平成二十年三月四日
----------	------	--------	---------	---------	-----------

くさが富士夫を囲む会	日下富士夫	同	仙台市泉区八乙女四丁目五・一	仙台市泉区七北田字菅間官林四・三	平成二十年三月十九日
------------	-------	---	----------------	------------------	------------

加美未来ネット	猪股 洋文	同	加美郡加美町城生字金成一二・二	加美郡加美町字西田一・三四・五	平成二十年三月二十四日
---------	-------	---	-----------------	-----------------	-------------

東北新時代研究会	伊藤 康志	公職の種類	大崎市長	宮城県議会議員	平成二十年三月二十五日
----------	-------	-------	------	---------	-------------

○宮選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日
-----------	--------	---------	-----------

浩知会	渡辺 浩	平成二十年二月二十九日	平成二十年三月十七日
-----	------	-------------	------------

○宮選管告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第八十九条の規定により各候補者から提出のあった平成十九年四月八日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示第三十二号の一部を次のとおり改める。

平成二十年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

3 報告書の要旨の収入中

大崎選挙区候補者中島源陽の第一回報告分の収支報告書の要旨の

「田田田田田田田田田田田田 400,000円」の次に

「田田田田田田田田田田田田 400,000円」の次に

「田田田田田田田田田田田田 400,000円」の次に

「中島もとはる政策研究会 政治団体 1,200,000円 中島もとはる政策研究会 政治団体 1,000,000円」
 「その他の寄付 1件 100,000円」
 「その他の寄付 1件 4,369,535円」
 「その他の収入 1,069,535円」

副 査 帳

○宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成19年度第4四半期に実施した
普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成20年4月11日

宮城県監査委員 畠 山 和 純
 宮城県監査委員 袋 正
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関 本庁 監査実施日

○総務部

管財課 2月8日

地方機関

○総務部

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む） 1月17日

大崎県税事務所（選挙管理委員会大崎地方支局を含む） 1月16日

○環境生活部

保健環境センター 2月12日

○保健福祉部

精神保健福祉センター 1月22日

○産業経済部

白石高等技術専門学校 1月28日

仙台高等技術専門学校 2月12日
石巻高等技術専門学校 2月4日
病害虫防除所 2月20日
産業技術総合センター 1月23日

○土木部

仙台東土木事務所 1月17日

大崎土木事務所 1月16日

仙台港湾事務所 1月24日

石巻港湾事務所 2月20日

仙台港背後地土地区画整理事務所 1月24日

○教育庁

大河原教育事務所 1月28日

大崎教育事務所 2月12日

教育研修センター 1月9日

図書館 2月12日

仙台第一高等学校 1月22日

仙台第三高等学校 1月23日

塩釜高等学校 2月12日

古川高等学校 2月18日

築館高等学校 2月18日

気仙沼高等学校 1月28日

第二女子高等学校 2月12日

第三女子高等学校 1月22日

塩釜女子高等学校 1月9日

白石女子高等学校 1月28日

古川黎明高等学校 2月12日

矢本高等学校 2月4日

東松島高等学校 2月4日

田尻高等学校 2月4日

岩ヶ崎高等学校 2月4日

佐沼高等学校 2月12日

<p>仙台向山高等学校 多賀城高等学校 泉松陵高等学校 仙台西高等学校 宮城広瀬高等学校 石巻西高等学校 気仙沼西高等学校 柴田高等学校 宮城野高等学校 迫桜高等学校 貞山高高等学校 黒川高等学校 柴田農林高等学校 伊具高等学校 小牛田農林高等学校 南郷高等学校 石巻工業高等学校 大河原商業高等学校 鹿島台商業高等学校 第二工業高等学校 ろう学校 光明養護学校 拓桃養護学校 山元養護学校 金成養護学校 古川養護学校 名取養護学校 養護学校岩沼高等学園 古川黎明中学校 監査結果 2 平成18年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣</p>	<p>2月21日 2月4日 2月12日 1月28日 1月28日 2月15日 2月4日 2月28日 1月22日 2月28日 2月12日 2月12日 1月9日 2月29日 2月12日 2月12日 2月28日 1月28日 2月12日 2月12日 2月4日 2月4日 1月28日 2月12日</p>	<p>旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>記</p> <p>(1) 管財課</p> <p>「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、管理組合の職員による管理費等の横領事件が発生し、不正に使用されたことが認められたので、横領に伴う損害金の回収及び再発防止に向けて適切な指導を図らねばならない。また、管理組合の収支決算において毎年度多額の余剰金が発生し、且つ、管理費負担金に係る余剰金処分が「宮城県自治会館管理規約」第49条第1項の規定に反したものであることから、管理費負担金の削減を図るとともに、余剰金の処分が適正なものとなるよう管理組合の組合員として取り組まねばならない。</p> <p>(内容)</p> <p>「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、組合の管理及び監査体制の不適切さが原因とされる組合の元事務局長による横領事件の発生や、組合において、組合規約に反した会計処理がなされていることが認められたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元事務局長が関与した使途不明金（平成6年度～平成15年度） 101,080,149円 ・県損害額（推定）（平成6年度～平成15年度） 25,757,547円 <p>・組合規約に反する会計処理</p> <p>組合規約では、管理費又は組合費はその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそのための費用に充当するとなっているが、組合では、管理費の繰越金を修繕積立金に積み立てていたもの。</p> <p>修繕積立金（平成18年度残高） 218,058,949円</p> <p>(2) 塩釜県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度収入未済額 現年度分 148,373,208円
--	---	---

過年度分 340,063,545円
 合 計 488,436,753円
 ・平成17年度収入未済額
 現年度分 122,954,156円
 過年度分 351,864,230円
 合 計 474,818,386円

(3) 大崎県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合 計 514,278,398円

・平成17年度収入未済額

現年度分 132,317,920円

過年度分 361,287,679円

合 計 493,605,599円

(4) 仙台港湾事務所

港湾施設使用料に歳入還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

港湾整備事業特別会計の野積場使用料(平成18年5月～平成19年1月分)において、コンテナ個数の転記ミスにより、過大に測定・徴収し、返還に時間を要したことから、歳入還付金及び還付加算金が発生したものの。

・正測定額 24,542,690円

・誤測定額 51,151,550円

・過大徴収額 26,608,860円

・歳入還付金 26,608,860円

・還付加算金 399,500円

(歳入還付金及び還付加算金については、平成19年2月14日に支出済み。)

(5) 柴田高等学校

光熱水費(食堂等電気料)において、未測定による多額の不徴収額及び測定額の誤りによる追加測定額が発生したので、今後再発しないよう対策を講じること。また、収入未済額については、履行延期特約承認をしているが、履行延期特約承認内容どおり納入が履行されるよう、適切な債権管理を図られたい。

(内容)

食堂等の電気メーターを1桁少なく読みとったことにより、未測定による多額の不徴収額及び測定額の誤りによる追加測定額が発生したものの。なお、食堂等設置者である柴田高等学校父母教師会に対しては、平成11～平成17年度分について測定・請求したが、平成7～平成10年度分についての一部測定遺漏分については、請求する正確なデータがないということで、測定・請求を行わなかったもの。

○未測定額(平成7年度～平成10年度分)

・不徴収額 2,474,717円(推計額)

○測定額(平成11年度～平成17年度分)

・正測定額 5,064,129円

・誤測定額 1,564,951円

・追加測定額 3,499,178円

(平成11年度～平成17年度分追加測定額の内、平成16年度～平成17年度分及び履行延期特約承認による毎月の納入額については、納入済み。)

○収入未済額 2,464,075円(平成18年度末)

宮城県公安委員会

○宮城県公安委員会告示第63号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮城県公安委員会規程第1号)第3条に規定する少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱について(平成18年宮城県公安委員会告示第81号)少年指導委員の告示について(平成18年宮城県公安委員会第186号)少年指導委員の告示(平成19年宮城県公安委員会告示第50号)少年指導委員の告示(平成19年宮城県公安委員会告示第103号)は廃止する。

平成20年4月11日

宮城県公安委員会

条例別表に規定する 宮城県釜蓋警察署の 管轄区域	加藤 けい子	仙台市宮城野区白鳥二丁目22番19号
	小松 肇	仙台市泉区南光台六丁目19番37号
	佐々木 美保子	仙台市泉区加茂一丁目43番地の2
	筒井 久美子	仙台市泉区南光台一丁目23番13号
	塩川 裕子	仙台市泉区南光台二丁目12番27号
	相澤 強	仙台市泉区七北田字大沢台1番地の2
	高橋 宏子	仙台市泉区虹の丘一丁目4番地の5
	菅原 周一	塩釜市桜ヶ丘2番27号
	身崎 泰三	松島町字道珍浜6番地の3
	浅野 恵子	松島町字町内131番地
鈴木 邦彦	多賀城市八幡四丁目7番5号	
貝山 昭子	利府町神谷沢字後沢47番地18	
狭間 識	塩釜市尾島町27番27号	
武石 繁雄	塩釜市中の島4番1号	
松田 孝昭	多賀城市中央二丁目11番20号	
条例別表に規定する 宮城県岩沼警察署の 管轄区域	庄司 貞夫	名取市大手町三丁目516番12号
	庄司 榮子	名取市増田九丁目2番22号
	庄司 保雄	富谷町西成田字屋敷添3番地
条例別表に規定する 宮城県大和警察署の 管轄区域	高橋 壽昭	大和町吉岡南一丁目35番地の5
	保積 克彦	石巻市清水町二丁目14番28号
宮城県石巻警察署の 管轄区域	福村 勉	石巻市開北一丁目9番29号
	阿部 俊一	石巻市前谷地字樋口40番地1
	八木 和広	石巻市広剱字窪田35番地
	氏家 國昭	東松島市赤井字七反谷地287番地
	畑山 ふさ子	石巻市塩富町二丁目5番72号
	佐藤 文麿	石巻市住吉町二丁目2番2号
	渡邊 正一	石巻市南中里三丁目3番15号
	田村 百合子	石巻市真山一丁目15番13・8号
	佐藤 彰男	東松島市大曲字堰の内南109番地
	伊藤 克人	気仙沼市本浜町一丁目6番20号
	幡野 玲子	気仙沼市沢田3番1号
	藤村 敏明	気仙沼市本郷22番地27
	吉田 恵子	登米市迫町佐沼字錦33番地
	羽生 進	登米市中田町浅水字駒形123番地4
	尾形 勝徳	登米市登米町寺地前舟橋90番地
条例別表に規定する 宮城県登米警察署の 管轄区域	林 三治	登米市津山町柳津字本町79番地・3
	新田 義雅	石巻市桃生町榎崎字新南崎6番地
	高橋 公恵	石巻市相野谷字旧会所前19番地1
条例別表に規定する 宮城県南三陸警察署 の管轄区域	菅原 民子	南三陸町入谷字桜葉沢401番地
	佐藤 ふみ糸	南三陸町志津川字廻館15番地の119

条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	我妻初子	大崎市古川大宮二丁目6番30号	
	浅野拓志	大崎市古川栄町2番21号	
	嶋田穎夫	大崎市田尻字町16番地2	
	小池孝一	大崎市古川若葉町一丁目21番1号	
	遠山昇	大崎市鹿島台木間塚字久戸1番地	
	鈴木和江	大崎市古川馬柳字不動2番地	
	条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	平塚信志	涌谷町涌谷字小八町17番地
		渡辺恒男	美里町志賀町一丁目10番地2
	条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	莊司大功	栗原市若柳字川南町浦96番地
		関川吉朗	栗原市栗駒稲屋敷坂下34番地
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	三浦文夫	栗原市築館字下宮野町28	
	真山信治	栗原市高清水栗の森79	
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	佐藤公子	大崎市岩出山字上真山下外道4-2	
	五十嵐キヌ子	大崎市鳴子温泉字新屋敷90-1	
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	高橋克明	加美町字町裏九番30-3	
	早坂ゆかり	加美町宮崎字屋敷七番15-2	
	酒井勝久	大河原町字東新町21の6	
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	山田良一	柴田町榎木新町一丁目7番38号	
	鹿野記市	川崎町大字支倉字山口138番地11	
	吾妻久美子	大河原町字町27番地	

条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	平間一紀	柴田町榎木新町一丁目6番13号	
	小室正	村田町大字足立字寺入4番地3	
	鹿又昇	白石市福岡蔵本字栗師堂6番地	
	半澤勝雄	白石市越河平字久保4番地	
	藤三木	白石市西益岡町8番7号	
	条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	齋藤謙一	丸森町小斎字小佐田78番地
		齋藤賢一	角田市横倉字明地198番地1
	条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	三品信夫	亶理町逢隈田沢字堰下205番地
		半田隆	亶理町字倉庭39番地3

労働委員会

○調査委員 齋藤 賢一 氏

〒987-8501 宮城県亶理市大田町1丁目1番地 電話 022-821-1111

〒987-8501 宮城県亶理市大田町1丁目1番地

調査委員 齋藤 賢一 氏

〒987-8501 宮城県亶理市大田町1丁目1番地

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成20年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
渡邊克彦	宮城県労働委員会委員 弁護士	仙台弁護士会会長	平20.4.1
菅原通孝	宮城県労働委員会委員 弁護士	仙台弁護士会副会長	平20.4.1
水野紀子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部研究科教授	名古屋大学法学部教授	平20.4.1

坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横濱国立大学経営学部助教	平成20.4.1
鈴木 敏明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平成20.4.1
及川 光行	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央執行委員長	自治労宮城県本部書記長	平成20.4.1
本田 永久子	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合副議長兼 女性部長 宮城県労働組合NECトーカー労働組合中央執行委員長	宮城県民主医療機関労働組合 女性部長	平成20.4.1
山崎 透	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	電機連合トーカー労働組合 副中央執行委員長	平成20.4.1
進藤 善友	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	SEYUグループ労働副会長	平成20.4.1
米澤 隆	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長	宮城県東北電力関連産業労働組合総連合会長	平成20.4.1
田畑 精治	宮城県労働委員会委員 仙台台ビルディング取締役会長	仙台台ビルディング代表取締役社長	平成20.4.1
熊谷 公平	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合仙台支部代表	宮城県印刷工業組合理事長	平成20.4.1
今野 敦之	宮城県労働委員会委員 宮城コープ代表取締役社長	宮城県印刷工業組合理事長	平成20.4.1
笠松 伸一	宮城県労働委員会委員 東北電力(株)人財部部長	東北電力(株)人財部副部長	平成20.4.1
後藤 義昭	宮城県労働委員会委員 宮城県経営者協会専務理事	東北電力(株)執行役員東京支社社長	平成20.4.1
佐々木 努	宮城県労働委員会事務局長	保健福祉部次長	平成20.4.1
大庭 敏	宮城県労働委員会事務局長兼 総務課長	気仙沼地方振興事務所副所長兼 総務部長	平成18.4.1
鈴木 博正	宮城県労働委員会事務局審査調整課長	環境生活部竹の内産課処分 場対策室長	平成19.4.1

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
平成二十年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 祐

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、有料道路の料金変更について、次のとおり公告する。
平成二十年四月十一日

宮城県道路公社

理事長 佐 伯 光 時

記

一 有料道路区

- 1 仙台南道路
- 2 仙台松島道路

一 料金変更の内容

- 1 障害者割引措置を次のように変更する。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づき福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めることにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」といふ。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、宮城県道路公社が別に定めることにより事前に自動車登録簿又は車回帰命令書記載事項の記載の手続がなされた自動車。

- イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮城県道路公社が別に定めるもの
- ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発第百二十五号厚生省発児第百五十五号通知）」の第三に定める障害の程度に基づき宮城県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」といふ。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮城県道路公社が別に定めるもの

なお、右記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年八月二日建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、宮城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成十七年十月一日。以下「利用規程」という。）第二条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第一条第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は五割以下とする。

2 企画割引を次のように追加します。

企画割引については、償還計画に支障のない範囲内で次のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(2) 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(3) 実施する期間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(4) 事前の届出

個々の企画割引毎に(1)から(3)までの詳細について、事前に国土交通省東北地方整備局長に届け出るものとする。

三 実施予定年月日

平成二十年四月十一日